

國學院大學學術情報リポジトリ

学術論文「査読付き」(縦書)
昭和初年における明治神宮体育大会の歴史的意義：
学生参加問題と昭和天皇行幸を軸として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001329

昭和初年における明治神宮体育大会の歴史的意義

— 学生参加問題と昭和天皇行幸を軸として —

藤田 大誠

【要旨】

「明治神宮競技(体育・国民体育・国民錬成)大会」(最も長期に互る名称は「明治神宮体育大会」)は、大正十三年(一九二四)から昭和十八年(一九四三)の間、「明治神宮外苑競技場」(昭和三十三年より国立霞ヶ丘競技場)をはじめとする明治神宮外苑の体育・スポーツ施設を主会場として開催された日本初の総合的・国民的・全国的な運動競技(スポーツ)大会であり、戦後における「国民体育大会」の前提としても知られてゐる。本稿では、明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」時代のうち、昭和二年の第四回大会と同四年の第五回大会が開催された昭和初年の時期を対象として、当該時期における同大会に固有の体育・スポーツ史的意義の抽出を目的とした。具体的には、「神宮競技」の性格を確認した上で、当該時期における重要課題であつた「学生参加問題」の展開とその最終的解決の意義、第五回大会における初の「天覧」の文化史的・社会史的意義を検討した。

【キーワード】

神宮競技 内務省・文部省 学生参加問題 天覧 武道

一 はじめに

明治神宮競技(体育・国民体育・国民錬成)大会は、大正十三年(一九二四)から昭和十八年(一九四三)、明治神宮外苑競技場(後の国立競技場)を主会場として開催された日本初の総合的・国民的・全国的なスポーツ大会であり、国民体育大会の前提としても知られる。同大会の先駆的業績としては入江克己や加賀秀雄による一連の論考があるが、聊かネガティブな結論ありきの内容であつた^①。しかしその後、光と影の両面から

再考した研究も登場し、関連研究も多数発表されてゐる^②。

筆者は、神道史と体育・スポーツ史を架橋する観点から同大会に関する論考を発表してきたが、未だ大正末期までの同大会草創期に関する検討に留まつてきた^③。また、先行研究においても、内務省主催の「競技」大会と厚生省主催の「国民体育(国民錬成)」大会の間に挟まれた明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」(第三回〜第九回、大正十五年〜昭和十二年)については、最も長期に互る大会名称(及び主催団体)にも拘はらず、固有の歴史的意義を有する時期とは位置付けられて来なかつ

た。それ故本稿では、明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」時代のうち、昭和二年の第四回大会と同四年の第五回大会が開催された昭和初年の時期を対象として、当該時期における同大会に固有の体育・スポーツ史的意義を抽出したいと考へる。

二 「神宮競技」の性格

（一）「明治神宮体育大会」の成立とその理念

まづ、拙稿⁴に基づき「明治神宮体育大会」成立時の状況を確認しておく。前提としては、大正十五年三月八日の文部省訓令第三号「体育運動ノ振興ニ関スル件」⁵に「競技会ノ開催ニ関シテハ開催ノ時期、日数、参加地域等ヲ顧慮シ選手応援者等ヲシテ学業又ハ業務ニ支障ヲ来サシメズ且多額ノ参加費用ヲ要セザラシムルコト」といふ規定があつた。そして、内務省と文部省との間の「運動競技」をめぐる権限争ひを背景として、文部省による一方的な同大会への学生参加禁止措置をめぐつて官民の体育・スポーツ関係者間で論議が戦はされたのが、同年六月に勃発した「神宮競技問題」であつた。その帰結である民間組織・明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」の成立は、主催の「民営化」こそ齎したが、内務省による「運動競技」奨励といふ性格を劇的に変更するものでは無かつた。一貫して強硬な態度であつたのは文部省側であり、内務省は殆ど受け身に徹してゐた。要するに第三回明治神宮体育大会の成立は「官」内務省に對する「官」(文部省)の妨害(「官」内部の軋轢)から「民」(民間運動競技者の連合体である明治神宮体育会)による恢復・再生へ、といふ物語であつた。しかし、第三回大会開催後も文

部省と明治神宮体育会の間にある意見の懸隔、即ち「学生参加問題」は依然として解消されてをらず、未解決のまま後日に先送りされたに過ぎなかつた。

当時のスポーツメディアから見れば、同大会は「我が国唯一のスポーツ・カーニヴァル」⁶に他ならず、明治神宮体育大会成立後にも未だ「神宮競技会」と表現する者は多かつた。⁷「体育」大会となつても、「競技」大会の理念が脈々と継承されてゐたことは、第四回大会開催中における可兒徳(国華高等女学校長、元東京高等師範学校教授、第三回時には明治神宮体育会総務委員)の次の論考から窺ふことが出来る。⁸

明治神宮体育大会の第一回が、内務省主催の下に行われた当初より、この競技大会は、全然他の競技会とはその趣を異にし、明治大帝の盛徳鴻業を永久にしのび奉り、大帝を中心に、その御神前において、極めて神聖かつ快活な競技をた、かわすことによつて、常に若々しい新日本国民の意気を啓発し、また単に体育的方面ばかりでなく、精神的方面においても、學術的方面においても、あらゆる方面から見て、国民を善導するところの、国家的競技大会でなくてはならないと希うものである。あだかも、古代ギリシヤにおいてオリムピアの大祭が、深遠な国家的意義の下に行われた如くに――

可兒とは体育・スポーツ観を共有する嘉納治五郎⁹は、すでに大正四年段階で、「近き将来に行はるべき明治神宮祭には、かのオリンピックゲームのごとく、全国の選手がこの神宮に集つて、これらの競争を行ふがよい」と提起してゐた。¹⁰「神宮競技」は、明治天皇を偲び、明治神宮に奉納することを目的として、

古代ギリシャのオリンピック祭典競技に準へた神前スポーツ、オリンピックの日本国内版として構想されたものであつた。

（二）内務官僚が基礎付けた「神宮競技」

第一次世界大戦を契機とする国家総力戦時代を背景として、文部省は、大正十一年に学校衛生課を独立の一課とし、同十三年には体育研究所を設置するなどの「学校体育」に関する施策を展開する一方、「社会体育」に関しては、内務省が社会政策上の問題として大きな関心を寄せ、「国民保健」と「運動競技」の奨励に取り組みやうになる。⁽¹⁾かかる時期に、内務省衛生局から総合的運動競技大会構想が打ち出されたのである。山田準次郎内務省衛生局長のもとで「明治神宮競技大会」を主唱し、実際に運営の中心となつたのは内務書記官の湯澤三千男衛生局保健課長（同大会の主務課長）と内務技師の氏原佐蔵であつた。

湯澤三千男は、第二回大会に際し、次の如く記した。⁽²⁾

国民の心身を鍛錬し共同の精神を發揚する上において、運動競技にまさるものは極めて尠ないのであるが、わが国民は由来尚武の気象に富み、その精神は武士道として発現し、ながく国民精神を支配して来たのである。／＼維新開國の後國際の關係にともなつて、新なる運動競技が盛に興つて来て、現今では國際的にも一大進展をせやうとする機運に会しているのであるから、この時代においてよく彼の長をとり、わが短を補つて、渾然融合させて広く國民を指導するに足るほどの、新なる一大精神を樹立するのは、最も緊急のことであると信ずる。／＼明治神宮の例祭日は、わが國民の最も銘記しているところの先帝御誕生日であつて、

この例祭を機として全國の優秀な選手を、神前に集め広く各般の競技会を行うのは、明治大帝の御聖徳をしのび奉るとともに、わが國運動競技勃興の機運を促進して、ます／＼斯道の普及を図つて國民の剛健な精神と、身体とを鍛錬する所以で、内務省がこの明治神宮競技大会を開催する理由である。／＼殊にわが國は昔より神前において、武道等の試合を行い、これを奉納するの風は各地の習慣であつたのであるから、この良き習に遵い新興日本建設の英主におわす、明治大帝神靈の御前に技を競うことは、最も意味の深いものとゆわなければならない。

武道の伝統を強調してゐることが特徴的であるが、さらに本大会は「全国的」「全国的」であること、有力な運動競技団体は全て参加、後援すること、準備委員は全て名誉職で「犠牲的精神」を發揮すること、「精神的方法」により表彰すること（「参加紀念章」交付や、優勝者に対して大臣から表彰状を交付しその氏名を刻記して神宮奉告式を挙行した後、外苑競技場内に掲示）を述べ、「一般國民がよく本競技会の性質を了解して、これを後援され、國民的年中行事の一つとして、わが國民の心身を鍛錬し、また國民性を陶冶して剛健質実の國民精神を作興して、明治大帝の新興日本建設の御精神にそいたい」と述べてゐる。また、湯澤は同時期に「この大会の真義は、どうしても競技―勝負」にあるとともに「神前の催し」であり、「森嚴の上にも森嚴を極め、純真至誠を充溢してゐる競技場の緊張は全く神聖そのもの」であるとして、「古昔ギリシア」の「オリンピックの祭」に準へながら、その画期的意義を強調してゐる。⁽³⁾

内務省衛生局の国民保健・運動競技政策の基盤を構築した氏

原佐蔵は、「明治神宮競技大会」について、「明治大帝の御聖徳を景仰し、併せて国民保健の増進に資するの目的」を持つもの、「日本に於ける「オリムピアド」とも云ふべきもの」と位置付けた上で、「スポーツ」と云ふものに神聖味を加へ、且つ精神的意味を一層深からしめ得る」と記した。さらに欧州歴遊の際、「吾国に於て欠けてゐる一事は積極的身体鍛錬」であることと痛感したが、「時は漸く到り私の素志は酬みられて、昨秋第一回明治神宮競技大会は開催せらるることとなつた」として「スポーツの民衆化は実に吾徒の使命でなければならぬ」とも述べてゐる。彼のスポーツ観は、「トラック・エンド・フイールドの競技」や「各種ボール技等」は「其の一部であつて全部ではない。私の云ふのはナショナル・スポーツ又はレクリエーションを意味し、合理的なる積極的身体鍛錬即ち各種の有意的運動を奨励すること」といふものであつた。

なほ、「大正」から「昭和」に御代替はりして間もない昭和二年三月二十二日、「運動競技の利害について」の座談会が自由学園で開かれた。注目すべきは、運動競技の所管をめぐり対立関係にあつた内務技師の氏原佐蔵と文部大臣官房学校衛生課（主任学校衛生官）の岩原拓が同席してゐることである。

ここでは、岩原が「スポーツ教育」や「スポーツの中心思想をつくること」の必要性を主張する中で、未だ正式には所管が確定してゐた訳ではないにも拘らず、さらりと「政府では、文部省でスポーツのことをすることに定まつてゐる」と述べてゐる。しかし、氏原はそれに対して全く反論してゐない。

また、自由学園創始者の羽仁もと子が口火を切り、「勝たんがための競技」批判が話題にされると、東京府立第五中学校長

の伊藤長七は、「その点は神宮競技の青年団の方が、よくあれまで立派に出来ると思ひます。日本では一番大きい組織のもので、大変よいと思ひます。学校等のそれとはちがつて、それが割合に公明に行はれて、各自の態度など学生たちよりずつと優れてゐますね」と述べたが、氏原は一切便乗的発言をしてゐない。一方の岩原は、文部省が指導した高等学校の陸上競技会が良い評判を得たといふ手前味噌の事例を紹介してゐる。

氏原は岩原と論争することは無かつた。一方の岩原は、文部省が対校競技会開催に一定の条件を付けたことが「時に誤解されて文部省が圧迫するなど云はれるのですが、それは当りません」と述べたが、これには羽仁もと子や針重敬喜から違和感が示された。岩原は、「実際省としてはよくやつてゐるのですがね」などと弁明してゐる。斯くの如く、所管に恬淡とした内務省と執着する文部省が対照的姿勢を示してゐたのである。

三 学生参加問題の紛糾と第四回大会

（一）学生参加問題をめぐる論議

大正十五年十月二日の文部次官通牒「明治神宮競技学生生徒児童ノ参加支障ナシ」では、学生・生徒・児童の競技は、隔年七月三十日（明治天皇祭、明治天皇崩御日）を以て挙行、青年団や一般の競技は毎年十一月三日（明治神宮例祭、明治天皇御誕生日、昭和二年三月三日に祝日の明治節となる）に挙行とされたため、第三回大会後も「学生参加問題」の根本解決が図られた訳では無かつた。昭和二年五月三日から六日にかけて開かれた体育運動主事会議でも、協議事項として「明治神宮体育会

生徒児童ノ参加ニ関スル件」、「学生生徒ノ参加スル明治神宮競技会開催期日ニ関スル件」、「明治神宮競技ノ一般選手選出方法ハ県単位ニ改ムルノ件」が挙げられ、意見交換がなされた。⁽²¹⁾

スポーツジャーナリズムによる文部省批判も続行された。特に大村一蔵（東京帝国大学卒の「赤門運動会」関係者、日本石油会社）は、太田志蹴（茂）が主宰する『運動界』において度々この問題を取り上げ、「学生参加反対」に強く固執する文部省について、「単なる内務省に対する感情と嫉妬とに由り『明治大帝の御遺徳を偲び奉りつ、運動に励む』国家として最も有意義有効な神宮競技会に対しあらゆる妨害を加へることは忠良であるべき日本帝国の国民としては極めて不都合なる挙作」と指摘するとともに、返す刀で明治神宮体育会幹部たちの「泣き寝入り態度」にも厳しい批判を加へた。⁽²²⁾ 第四回大会後には、文部省と明治神宮体育会との間の「妥協」や「默契」さへ疑った。⁽²³⁾

各種競技団体を束ねる大日本体育協会（体協）関係者の認識も見てみよう。高瀬養（大阪体育協合理事）は、「たしかに学業以外のかうした運動のために多くの時間を費す事は慎しむべき事柄であるに相違あるまいが、真の教育と青年は運動場に於て養はるゝといふ言葉が、漸次我国にも擡頭するに至れる今日、文部省の態度は、曩に競技会を民間の手に移すべく努力した賢明なやりかたと比較して、そこに何等かの矛盾がありはしなからうか」と述べた。⁽²⁴⁾ 但し彼の本音は、「神宮競技に学生の参加を、万一文部省が永久に悦ばないとするとき、今年上海に於て開かべき第八回極東大会へ学生選手を送る事はどう解決せらるゝであらうか。我が運動界に於て今日中心勢力をなすものは学生である。今此の学生参加が不可能に帰したとせば、国民の失望、

選手の落胆は蓋し神宮競技に対する以上の甚だしきものがあるに相違ない」といふ点にあつた。

一方、東京高等師範学校（東京高師）体育系教員の牙城である体育学会機関誌『体育と競技』編輯長の安川伊三（玄洋、東京高等師範学校助教）は、「この民族的壮拳を隔年毎にやれの学生は出るなど、景気の良い話は、人気取りにだつて言へるものではない。だが、貧弱な中等学校の運動部の一ヶ年の総経費は、数名の選手を、この競技会に派遣するにも不足を感じる程度のものである。文部省を嘲つて、運動通をきめ込んでゐる連中よ、お前さんが校長だつたら、どうする。これを管理する文部省のお役人様だつたら、如何に処置するか。迷論も、少しは控へ目にして欲しい」と校長や文部省の立場を代弁した。⁽²⁵⁾ 但し安川は、「文部省も、強ひて悪評を招いて、偉ぶらなくとも、官僚臭味は、もつと他の方面で發揮し得る筈」として、「運動家は公平で、単純だから、こんな難しい議論は、分らないだらうと、頭から馬鹿にするものではない」と釘を刺してもゐる。太田志蹴は、「等しく大帝の神前に於て、国民志気作興の快挙に参ぜん」と希ふ赤子の熱誠を、故なくして抑遏せんとする文部当局の処置当れりや否やは、仮りに之を輿論に問ふも徒事ではあるまい。一度一切の神宮競技を中止して、世論の如何に強きかを事実上文部当局に知らしめるのも亦馬鹿につける業の処方かも知れない」とまで記したが、当時、文部省への強い逆風と感ぜざるを得ない社会風潮は、確かに醸成されてゐた。

医学・衛生学系技術官僚としての文部行政官（学校衛生課長〔後に体育課長〕の北豊吉や学校衛生官の吉田章信・岩原拓・大西永次郎）はともかく、彼らとは比較的近い立場ではあつた

ものの、学校体育系研究者である東京高師関係者（大谷武一、佐々木等、野口源三郎、安川伊三ら）は、明治神宮体育大会の意義を十分に認めてゐた。第四回大会直後、『体育と競技』に掲載された「武」名義（東京高師教授、体育学会理事長、文部省学校衛生官・体育研究所技師の大谷武一か）の文章では、ドイツの大体育会やチェコスロバキアのソコール、北欧の北方競技会、極東選手権競技大会、オリンピックなどの開催周期を踏まへ、理想としては三、四年周期が望ましいが、二年毎の開催としても、「明治神宮体育祭」の名の下に「体育週間」を設け、「神宮体育会」に出場する選手に対して参加に要する費用を出来るだけ軽減してやること」を提唱した⁽²⁷⁾。その上で「昔のオリムピックゲームスが希臘本国の人々だけでなく、遠く海を涉りて殖民地からの人々が之に参会した如く、神宮体育会には、土地の遠近を問はず、洋の東西を論せず、苟も大和民族の一団に対しては普く招待状を發してその代表者の参加を慫慂し、神宮体育会をして、民族的一大体育たらしめんと考へたのである。勿論、競技の会期中は、民族一斉に、業務を休み、中央に集まり得ない人達は、各地方に於て夫々神宮競技にちなめる体育行事をなし挙国一致的の体育大祭を営まんとの冀望を有してゐた」として、「明治大帝の御高徳を讃仰せんとして企てられた神聖な体育祭」を「恒久的な計画」のもとで開催すべきといふ。ここには内務省衛生局流の「国民保健的・精神的競技大会」に留まらない「挙国一致的の体育大祭」構想が表明されてゐる。

（2）明治神宮体育会と文部省との折衝

明治神宮体育会の平沼亮三副会長らは、「隔年十一月三日を

中心に開会し学生参加に対しては何等制限を附せざる事」を文部省に交渉した⁽²⁸⁾。彼らは、昭和二年二月に文部大臣に就任した水野鍊太郎（大正期には内務大臣を幾度も務めた「内務行政官」出身の重鎮）をはじめとする政府用路に対しても周旋に当たり、一時は良い感触を得たものの、明治神宮体育会前会長の井上準之助（日本銀行総裁）と水野文相との協議では、一転して高等・専門学校の学生・生徒は隔年参加、小・中学校の生徒・児童は参加不許可といふ文部当局の方針が示されたため、八月一日に開かれた明治神宮体育会評議員会では「神宮競技会」の一切を内務省に返還すべきとの強硬論まで出た⁽²⁹⁾。

同月十八日の明治神宮体育会評議員会では、「学生々徒ノ参加スル綜合的競技会ハ毎二年毎ニ一回開催スルコト」、「中学校以下ノ生徒児童ハ前項競技会ニ参加セシメサルコト但シ競技会開催地附近ノ学校ノ学生々徒児童ノ「マスゲーム」ニ参加スルガ如キハ差支ナシ」といふ文部省通牒案が諮問された⁽³⁰⁾。しかし、総務委員の蘆田公平は、「原案ノ内ニ綜合的ト云フ言葉ガアルガ現在ノ競技界ニ於テ綜合競技トモ云フヘキモノハ明治神宮競技ノミ通用セラルヘキモノテアツテ結局従来通り神宮競技ニ対シテ差別待遇ヲスルコトニナリ文部省ノ態度トシテハ甚ダ穩当デ無イ」と強く反発し、同様の意見が続出した。そして、文部省との交渉を断つ方向性もあるとの極論も出され、一旦はその意見が多数となつたが、結局、当該問題の帰趨は井上前会長による文相との再交渉に委ねられた。

その結果、九月十五日の文部次官通牒「運動競技会学生生徒児童参加ニ対スル処置方」では、「特ニ全国的ノ綜合競技会ニ於ケル学生生徒児童ノ参加ニ関シテ自今左記ニ依リ各校ノ情況

ニ応シ教育上支障ナキ場合ニ限り可然御取計ヒ相成度尚全国的ノ綜合競技会タル明治神宮体育大会ニ於テハ十一月三日ヲ最終日トシテ毎二年ニ一回開催セラルルコトト相成リタルニ就テハ本通牒ニ依リ適宜御処置セラルルヤウ致度」として、「中等学校以下ノ生徒児童ヲ前項ノ競技会ニ参加セシメザルコト、但開催地附近ノ学校ニ在リテハコノ限りニアラザルコト」とされた。しかし、野球に参加予定の中等学校のうち、文部省に圧迫された県当局の意向により出場取り消しも現れるなど、「明治大帝の御偉徳をたゝへまつるこの国民的大会は又してもそのスタートにおいて非常な混乱と支障を来すこととなつた」のである。⁽³¹⁾

第四回明治神宮体育大会は昭和二年十月二十六日から開催され、初の「明治節」となる十一月三日には、「スポーツの宮」秩父宮雍仁親王が御巡覧になられた。⁽³²⁾ 同大会は、「中等学校男女生の参加を抑塞されたため参加人員の激減と之に伴ふ選手権競技の自然消滅は大会そのものの内容を落莫の境地に引き入ると同時に各種目個々に就ても、その成果を前年に対比して遺憾の点尠くなしとなつた」と報じられた。⁽³³⁾ 同大会報告書には「唯此大会に於いて遠方の中高等学校生徒が文部省の内規に觸れて出場出来なかつた事は遺憾とする処である」⁽³⁴⁾とあり、独り「青年団競技」のみが気を吐いたといふ印象が強い。

四 学生参加問題の解決と第五回大会の天覧

(1) 文部省と体育運動主事との議論

昭和三年一月十日、「運動競技」の所管は正式に文部省に決した（内務省の事務に係る重要事項は合議）。⁽³⁵⁾ これを契機

として、同年五月四日には、「学校衛生課」を「体育課」とし、事務分掌も改めた。⁽³⁶⁾ これに伴ひ、漸く主管官省として文部省が「体育運動」を強くアピールする環境が整つたのである。

同年十月、文部省体育課長・体育研究所長の北豊吉は、同年の三・一五事件（共産党員の全国的大検挙）を念頭に置き、「体育運動が果して身体を健全に保持することによりて、間接に精神を健全に保つことを得るのみならず、又直接に吾々の精神に觸れて之が訓練をなすことが出来ると共に、国民の健全なる休養として興味を中心となり、消極的に思想の安全を保証することを得るとすれば、之が今日の問題なる国民思想善導に有益なる一方途たるを失はざるは明か」と論じた。⁽³⁷⁾ かかる「思想国難」に当たり、文部省の一翼を担ふ体育課にとつても「体育運動による思想善導」を打ち出す必要があつたのである。

また、東京高師関係者は、文部省が「体育運動」を所管することを歓迎して同省が積極的な体育運動の普及発展へと展開することを望み、「社会的に言ふならば、神宮競技会を盛んにすることなどは真先に着手すべき重大な問題」と提起してゐる。⁽³⁸⁾

同年十二月五日から八日にかけて開催された体育運動主事会議では、第三日に中園進長野県視学委員の緊急動議により、「運動競技会生徒児童参加ニ関スル件」、「中等学校以下ノ生徒児童ノ明治神宮体育大会参加ニ関スル件」、「明治神宮競技大会ニ中等学校生徒ヲ参加セシメラレ度シ」といふ協議事項について議論が交はされ、北豊吉体育課長や岩原拓学校衛生官に対して詰問調の質問が矢継ぎ早になされた。⁽³⁹⁾ 特に福岡正治島根県体育主事が、昭和二年九月十五日の文部次官通牒は「今でも有効であるか。明治神宮競技には、参加出来ないか？」と問ふと、北は

「有効である。出来ない」と回答。そこで福岡は、「一般県民は、神宮競技会を機会に、選手となり、或は応援団となつて、明治神宮に参拝する事を熱望してゐる。これは文相の諮問された思想善導に重大な関係がある。尚、中等学生には、明治神宮競技には参加を拒否してゐながら他の新聞社や、体育団体主催の競技会に参加しても黙許してゐる。これ大なる矛盾であつて、是非通牒を変更して欲しい。他の競技会には、出なくともよいが、神宮競技には、是非出よと云ふのが、思想善導上最もよい」と熱弁を振るつた。北は、地方からは費用や学業等の関係から参加・不参加のどちらの要求も来てゐるとして、「議論を持ち出すと際限がない。この問題は打ち切りとし度い」と述べたが、中園は審議続行を求め、意見交換はさらに続けられた。

畠山勇三岐阜県体育主事が質問した、通牒を無視して参加した場合の文部省の処分方法については、岩原や北が、通牒の取り扱ひ状況を聞いたのみで知事を通じて県内の処分をするやうなことは無かつたと答へた。また、米地武雄徳島県体育主事は、「明治神宮体育大会を、全国的の大会とする熱望を持つてゐる。只今民衆団体がやつてゐる体育大会に、本省が力を入れて戴き度い。参加者の数も大にして民族的の大運動会とする。ソコールに暗示を受ける。大規模の民族糾合の体育大会は、思想善導に有益である」と述べた。原藤藏神奈川県社会教育主事は、「この競技は、一部の人が行ふ可きものでなく、国民全部がなす可きものである。小学校はもとより中等以上の学校生徒は、全部参加する様にして戴き度い」、竹内一佐賀県視学委員も「北議長の話に依れば、参加不賛成の地方もあるとの事であるが、それは競技会に対しての方法が真（引用者註・間）違つてゐると

思ふ。新聞社の大会、其の他の沢山な大会に出るために、自然に学業の妨ともなり、又費用も無くなるのだと思ふ。故に、出場する他の競技界（引用者註・会）の数を制限して、それより生れる時間と、費用で、神宮競技には、参加さして貰ひたい」と要望した。さらに小山長助長崎県社会教育主事兼体育主事は、「文部省の態度は不徹底である。思想善導を口にしながら、最も力を用ふ可き、神宮競技に出場せしめないのは、策の得たものではない。あくまで、思想善導の態度を執るならば、神宮競技をうまく利用せよ。地方の者が、東京に集まるか否かは別問題として、もつと精神的に利用せよ」とまで直言した。

最終的には、勝田主計文相の諮問「国民思想ノ善導ニ関シ体育運動実施上留意スベキ点如何」に対する答申に「敬神崇祖ノ觀念ヲ喚起セシムルタメ神宮競技会ノ内容ニ一層ノ改善ヲ加ヘ挙国的体育祭ノ実を揚グルコト」も含まれた。⁽⁴⁾これは、東京高師関係者の「挙国一致的体育大祭」構想と同様の発想である。即ち「神宮競技」を「体育運動による思想善導」の手段として結び付けたのは、一貫して消極的であつた文部省の技術官僚ではなく、全国の学校体育関係者たちによる圧倒的な「下からの声」であり、それは昭和二年二月の大正天皇御大喪や同三年十一月の昭和天皇御大礼（即位の礼・大嘗祭）、翌四年十月に控へる神宮式年遷宮といふ一連の国家的儀礼・祭祀が国民の「敬神崇祖」觀念をいやが上でも高めて行く渦中の提唱であつた。

（2）学生参加問題の最終的解決

第四回大会終了後から、河本禎助、大村一藏、豊田久二を代表とする「帝大運動部先輩会」は、「明治神宮競技会の反対の

中心人物」と目す北豊吉体育課長ではなく、水野鍊太郎文相と直接交渉を重ね、「文弱不健全ナル思想ヲ排シ剛健質実ナル興国的精神ノ振興ヲ図ル為メニ、明治大帝御遺徳ノモトニ挙国的競技大会ヲ催ス」などの主旨に基づき、中等学校生徒の参加を求めた。⁽⁴²⁾昭和四年四月十二日には、明治神宮体育大会を「名実共に全日本のものにするため前回禁止された中等学校の参加を復活せしむべく先般来平沼亮三氏が主となり文部省に対し諒解運動につとめて居るが文部省でも去る二日頃から全国中等学校当事者に対し可否の問合せ中で四囲の事情から見て今秋から中等学校の参加が復活されさうな模様」と報じられた。⁽⁴³⁾

さらに、同年五月二十七日から三十日まで開かれた体育運動主事会議では、協議事項として「明治神宮競技大会ニ中等学校生徒ヲ参加セシメラレテハ如何」、「神宮競技ニ関スル件」、「明治神宮競技会ニ対シ中等学校生徒ノ参加ヲ許可セラル、様其ノ筋ニ建議スルノ件」が挙げられて意見交換がなされ、事務的内容である「明治神宮体育大会開催ニ関シ主催者ニ於テ将来特ニ考慮ヲサレタキ事項」も協定事項とされた。⁽⁴⁴⁾当該問題は三日目に論議され、「文部省としては全国各府県が熱心希望するところであり、他の競技会には参加してゐるのに独り神宮に限つて阻止するのは不当であるとの理由で本年度の神宮大会から希望の中等学校の参加を許可することとなつた」といふ。⁽⁴⁵⁾

これで解決かと思ひきや、問題は燻り続けた。北体育課長が頑強に抵抗したからである。同年六月二十五日には、文部省では北のみ「参加制限撤廃、校長一任」に反対してゐると報じられた。⁽⁴⁶⁾即ち、この段階でも北は明治神宮体育大会を「体育運動による思想善導」の手段とは考へてゐなかつたのである。

埒が明かない平沼ら明治神宮体育会側は同月七日、北体育課長の頭上を越えて、同年七月二日に就任したばかりの小橋一太文相（内務官僚出身）に直接陳情したが、小橋や大麻唯男参与官は基本的に学生参加復活に賛成であつた。⁽⁴⁷⁾そして十八日、小橋文相は省議を開き、二十六日には文部次官通牒「運動競技会生徒児童参加ニ関スル処理方」が各地方長官宛に出され、「中等学校以下ノ生徒児童ノ参加」については、「学校ノ状況ニ応シ学校長ニ於テ適正ナル判断ヲ下シ生徒児童ヲ運動競技会ニ参加セシムヘキヤ否ヤヲ決定セシムル様致度」とされた。⁽⁴⁸⁾結局、第五回大会直前に至つて漸く最終的解決に至り、名実ともに「全日本的」「全国的」な総合的競技大会となつたのである。⁽⁴⁹⁾

(3) 第五回大会の昭和天皇行幸

二年振りに開催された第五回明治神宮体育大会は、昭和四年十月二十七日より十一月三日までが主要日程として行はれ、総裁に秩父宮雍仁親王が推戴されたのみならず、十一月一日に昭和天皇が初めて同大会に行幸され、天覧を賜つたといふ「我国体育史上長へに銘記すべき未曾有の榮譽」があつた。⁽⁵⁰⁾

同年九月十八日の新聞報道に拠れば、行幸の御内意があつたため、宮内省より明治神宮体育会に通知し、同月十七日午前には、同会副会長の平沼亮三、文部省の菊澤季磨文書課長、北豊吉体育課長、岩原拓学校衛生官らが宮内省に出頭してこの思召しを拝受した。⁽⁵¹⁾同記事には「聖上陛下のこの種の競技会行幸の事は初めての御事と承る」と記され、宮内省の白根松介庶務課長による「この度の行幸は単に運動競技を天覧になるといふ意味のみでなく実に体育御奨励の畏き思召しから出でられたこ

と」といふ談話、平沼が「今回の行幸は体育会からお願い申したのでなく体育御奨励の有難い聖旨から行幸を仰せ出されたもので、摂政殿下の御時には競技会行啓のことがありましたが天皇陛下下の行幸は空前の御事です」と述べて「体育会としても発奮努力大御心に副ひたいと思ひます」と決意を語つたこと、北も「誠に感激に堪へません」と述べたことが紹介されてゐる。

この天覧については、従来も皇室とスポーツとの関係の文脈や国家的な「思想善導」政策の観点から注目されてきたが、専ら天皇の権威や「強大な儀礼空間」の現出による文化統制的な面からネガティブに捉へられてきた。⁽⁵³⁾ただ、この初の天覧は、これまで語られてきた以上に、近代日本の体育・スポーツにとつて大きな社会史的・文化史的意義を持つものではないか。

「運動競技」の所管を外された内務省衛生局と密接な大日本私立衛生会の機関誌は、「明治神宮競技大会は第一回の開催以来内務省の主管する間は、毎回秩父、高松、澄宮の各直宮殿下を初め奉り、多数の各宮殿下の御台臨あり。他の競技会に見るべからざる光彩を添へてゐたのであつたが、⁽⁵⁴⁾兩陛下の御臨幸を仰ぎ奉ることはなかつたのである。然るに本年の大会には、体育奨励の難有き思召を以て御臨幸の御内旨が同会の幹部に伝へられたと拝承する、誠に之れ同会の光栄のみならず、全国のアスリートにとりて之れほどの精神的奨励を与ふるものはあるまいと信ずるのである」と述べ、「斯くてこそ明治神宮競技大会は名実共に日本のオリムピアードであり得るのであつて、明治神宮外苑競技場設置の主旨も之によりて完全に到達せられたことであり、其の最初生みの苦しみをなし、遂にサツパリと手を引いた内務当局者としても吾事以上に大に満悦であらふと思はれ

る」と記した。⁽⁵⁵⁾これにより、天皇が親臨される「天覧」とは、これまでに行はれてきた皇族方の「台覧」「昭和天皇の皇太子、摂政時代をも含めて」とは比較にならないほどの稀少性と社会的重みを有する画期的な出来事であつたことが理解出来る。

また、予め十月七日に出された文部省訓令第二十号「第五回明治神宮体育大会行幸ニ際シ体育奨励方」により、「今回ノ行幸ハ汎ク洵ニ体育御奨励ノ 思召」によるものとされ、「本邦体育界」は学校・民間を問はず、「体育ノ合理的發達」や「運動精神ノ真義ヲ国民一般ニ宣揚」して「体位ノ向上精神ノ振作ニ裨益」すべきこと（但し「運動競技ニ熱中スルノ余諸種ノ弊害」を考慮すべきことも明記）が求められたことも看過出来ない。

天覧当日の新聞記事は、「聖上陛下のはじめての行幸を仰ぐことになつて明治神宮体育大会の根本の意義が、いよ／＼総國的に確立したといふ感じを、抱かざる者は少ないであらう。この盛儀の參觀者、さてはラヂオその他の方法によつて、刻々の報知に接する大衆は固よりであるが、特に今日の晴れの庭に、選ばだされたる数千の青年子女も、なほ家の誉れ、一身の面目はさしおいて、まづこのこの無上の光栄によつて来るところ、至尊至深の御思召を、体得する必要がある」と書き、「今日の幸福と光栄とを、出来るだけ多くの若者に分ち与へるに努めること、これが全国的体育運動のもつとも大切な事業であると思ふ」と結んだ。⁽⁵⁶⁾天覧競技といふ大イベントは、各種メディアを通すことで「体育運動の全国化」にも大きく寄与したのである。

十一月一日午前、昭和天皇は明治神宮御参拝の後、明治神宮外苑競技場に御到着になり、同大会総裁の秩父宮をはじめ皇族方や国務大臣、大会関係員等の奉迎を受けられ、明治神宮体育

会副会長平沼亮三の先導にて玉座に着御された⁽⁵⁶⁾。奉迎式では、明治神宮体育会名誉会長の井上準之助による奉迎文の奉読、井上の発声による万歳三唱を受けられた。午前中はラグビー、マステーム、サッカー、午後は青年団や一般の陸上競技、バレーボール・バスケットボール、ホッケーを御覧になった後、相撲場にて青年団の相撲、野球場にて早慶戦を御覧になり、還幸された。御覧中は終始、総裁の秩父宮や平沼副会長より説明を受けられ、各競技の専門委員からも説明をお聴きになられた。

野球の説明員の一人であった安部磯雄（早稲田大学教授、キリスト教社会主義者であり、「学生野球の父」として著名）は、「各競技場を集つてゐる人々の数は、たしかに十万以上はあらうと思はれる。これほどの人の集るといふことは、世界オリムピック大会にさへないことではないか、そしてその十万の大衆が、全く一つの心になつて明治天皇の御偉徳を偲び、健康と競技精神のために闘ひ、また天皇陛下の御前に最敬礼をなすといふことは、実にこの大会の大成功といはねばならないと思ふ」とした上で、「この大会は国民教育の上に偉大な功績を持つもので、平生学校などで皇室に忠誠を尽すべきを説くよりも、かうして実際に陛下の御臨幸を仰ぎ、厳肅なうちにも親しみ深い感激をうける方が、どれほど大きな力があるか知れない」と天覧競技の教育的意義を強く説いてゐる⁽⁵⁷⁾。

メディアは、「出場者の数も激増して、内地の各府県は勿論、朝鮮、満洲、台湾等から馳せ集まつた競技者（団体運動出場者を除く）は、男女老幼取りまぜて実に九千人に垂々たる多数を算し、その夥しき人々が十有七種に及ぶ広汎なる種目に別れて各々技を競つたのであつた。これを全国運動界の総動員と称す

るも敢て過言ではなく、又斯る盛観はひとり本邦の競技界空前の事に属するのみならず、世界の各国に求めてもその比を見ることは出来まい」と同大会を総括した⁽⁵⁸⁾。また、飛田穂洲（早大野球部監督、野球評論家）は、「日本の野球が遂に天覧を賜はるべき時が来た。野に育ち幾難難を経て今日に成長した吾等の野球にも佳き日がめぐり来つたのである。まことに畏い大御心に感泣すると共に、選手一代の光栄を思ふ時、欣快それに過ぎたるはない」と記したが、明治後半以降、その「害毒」が強調され迫害時代を経験してきた野球関係者の興奮が窺へる⁽⁵⁹⁾。

なほこの日の小橋一太文相によるラヂオ講演では、「此の度の行幸は、体育大会に取りまして無上の光栄」であるだけでなく、「汎く体育に関係を有する者の、齊しく榮譽と致す所」とその画期的意義を強調するとともに、「ドイツの体育を讃嘆した上で、「我邦に於ても近来は各種の体育運動が、行はは、古来の武士道の精神を今日に遺してゐる武道もあれば、新しく欧米より移入された各種の運動もあるといふ有状で、それ／＼発達を遂げ、この両様の流れが、相待つて体育振興の機運が殊に著しきものあるとは、寔に喜ばしい盛代の一大傾向であると存じます。之と同時に益々進んで其の合理的発達を期しますことが、今後極めて肝要」と語つてゐる⁽⁶⁰⁾。さらに同月三日の大会最終日、日比谷公園音楽堂で開かれた日本体育連盟・帝国学校衛生会主催「体育と音楽の夕」において体育講演を行った大塚唯男文部参与官は、この日は「名実共に国を挙げて体育化されてゐる有様」で「体育的国民総動員」と評する人もゐると語つた後、「斯く体育に就て特に行幸を賜はつた事は全く突然の盛事」であるとの認識を示すとともに、英国やチェコスロバキアの体育

運動を紹介しつつ、「第二の維新とも称すべき我国今日の難局に当り、我々はスポーツの奨励と武道の振興とを二つの大いなる旗標として思ひ切つたる奨励を行ひつゝある」と述べてゐる⁽⁶¹⁾。

小橋と大麻の講演からは、当時の文部省が、欧州の「体育立国」に倣ひつつ、日本では身体と精神の健全化を図る武道とスポーツの両精神を統合した「体育」による国家建設を志向してゐることが窺へる。これは、文部省の技術官僚が構築した方向性ではなく、東京高師や全国の学校体育関係者の強い要請に基づき、天覧を契機として高まつた流れであつた。

五 むすび

第五回大会の天覧に先立つこと半年前の昭和四年五月五日、宮城内三の丸覆馬場で開催された「御大礼記念武道大会」において、「天覧試合」が実現してゐた（剣道・柔道は府県・指定選士の試合、大日本帝国剣道形、柔道古式の形、銃剣術試合⁽⁶²⁾、大日本武徳会からすれば、「洵ニ延暦朝廷以来空前ノ盛典」、つまり桓武天皇の武徳殿建設以来、未曾有の出来事であつた⁽⁶³⁾。この前代未聞の大会は、「日本武道史上空前の催しであつた。従来とても折々は武道の試合を天覧に供したことはあつたし、殊に明治天皇は武道奨励の御思召から時々試合を天覧に供したことはあつた」が、「その規模において、参加選士の顔ぶれから見て、また試合の内容そのものから見て、今回のように名実ともに一致した挙国的な大試合が催されたことは未だかつて一度もなかつた⁽⁶⁴⁾」のである。また、体育界では、「稍沈滞の色のあつた我が武道界を刺戟して、一大センセーションを捲起した

ために、武道復興の機運が再び全国に彌（引用者註・瀾）漫するに至つた。必ずや、之を転機として、我が国の武道界は、偉大な躍進を遂げるに違ひない」と評された⁽⁶⁵⁾。

さらに大会顧問の嘉納治五郎は、「柔道剣道はともに武術として価値あるのみならず体育としても尊重すべきものである。然るに之れを他のスポーツ等に比すれば、後者が民衆環視の中に熱狂裡に行はれ、新聞雑誌等も盛んに之れを掲げ、近来愈々隆盛に赴きつゝあるに反し、前者は依然旧慣を墨守して殆ど道場より一步も出づることがなかつた。従つて武道が一般国民より親しまれ、重んぜられねばならぬ多くの理由があるにも拘らず、却つて之れより遠ざかるが如き傾向を有したのが其の実際であつた」が、「斯かる際、宮中に於て未曾有の武道試合が行はれた結果、果然一般国民の注意を喚起し、武道奨励の声澎湃として全国に充滿するに到つたのは、かへすくも御聖徳の然らしむるところで、何とも有難い極み⁽⁶⁶⁾」と総括した。

この「天覧試合」を契機として、停滞気味であつた武道の復興機運は大きく高まつた。かかる社会状況を踏まへ、「学生参加問題」の最終的解決によつて名実ともに「全国民的」な総合的競技大会となつた第五回明治神宮体育大会における同年十一月一日の天覧といふ、これまた未曾有の出来事を改めて照射すると、その直後における小橋文相と大麻文部参事官の講演において、「武道」と「スポーツ」の二つの精神を統合的に捉へた「体育立国」志向の言説が良く理解出来よう。

また、明治維新以降、文明開化の風潮下で「国家に益なき遊芸」や「無用」なものとして沈潜してゐた能や歌舞伎、相撲、武術が、「天覧」（明治天皇行幸）といふ象徴的出来事によつて

オソライズされて従前の停滞状態から一転、近代化に耐へ得る国家的・国民的な「伝統文化」として社会的地位が浮上（再興）してゆくといふ文化史的脈に照らすならば、昭和四年における「武道」と「体育運動」（スポーツ）に関する初の天覧大会が齎した社会的効果（社会的地位上昇）は、近代日本における武道や体育・スポーツの位置付けを考へる上で、極めて大きな文化史的・社会史的意義を持つ。これらが、個別種目ではなく「武道」と「スポーツ」といふ総体的カテゴリーとして捉へられた総合的・全国的・国民的実質を有する大会の天覧であったことを鑑みるならば一層、その感を深くするのである。

註

- (1) 入江克己「昭和スポーツ史論―明治神宮競技大会と国民精神総動員運動―」（不味堂出版、平成三年）、加賀秀雄「明治神宮競技大会」成立の歴史的意義について（『総合保健体育科学』第一八巻第一号、平成七年）など。
- (2) 太田順康・長瀬聡子「明治神宮体育大会に関する研究―明治神宮体育大会と昭和初期のスポーツについて―」（『大阪教育大学紀要 第四部門』第五一卷二号、平成十五年）、川端昭夫・木村吉次「明治神宮体育大会の集団体操に関する一考察―集団体操演技評価の視点を中心に―」（『東海保健体育科学』第二六号、平成十六年）、高嶋航「帝国日本とスポーツ」（『塙書房』平成二十四年）、金誠「朝鮮神宮競技大会の創設に関する考察―その経緯を中心として―」（『スポーツ史研究』第一六号、平成十五年）、鈴木楓太「戦時期における市町村民運動会―明治神宮地方大会の考察―」（『一橋大学スポーツ研究』第三三号、平成二十六年）、佐々木浩雄「体操の日本近代―戦時期の集団体操と（身体）の国民化―」（『青弓社』平成二十八年）など。
- (3) 拙稿「明治神宮外苑造営における体育・スポーツ施設構想―「明治神宮体育大会」研究序説―」（『國學院大學人間開発学研究』第四号、平成二十五年）、同「明治神宮競技大会創設と神宮球場建設に関する一考察―内務省衛生局と学生野球界の動向を中心に―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第九号、平成二十七年）など。
- (4) 拙稿「神宮競技問題」の推移と「明治神宮体育大会」の成立」（『國

- 學院大學人間開発学研究』第六号、平成二十七年）を参照。
- (5) 本稿では、文部省の訓令・通牒については濱田義明編『学校体育運動に関する法令並通牒（目黒書店 昭和十四年）』に拠る。
- (6) 『アサヒスポーツ』第三巻第二五号（大正十四年）。「アサヒスポーツ」第四巻第二四号（大正十五年）も参照。
- (7) 大村一蔵「運動界是非」（『運動界』第七巻第二二号、大正十五年）、野口源三郎「新年の感想二つ」（『アスレチックス』第五巻第一号、大正十六年（奥付上の表記））。
- (8) 可兒徳「明治神宮大会と古代ギリシヤのオリムピア祭」（『官報』第二五五号、昭和二年十一月二日）。同論は表音式仮名遣。
- (9) 清水論「体操する身体―誰がモデルとなる身体を作ったのか／永井道明と嘉納治五郎の身体格闘―」（『年報筑波社会学』第八号、平成八年）を参照。
- (10) 嘉納治五郎「教育上の三大要点 第二回（下）」（『教育時論』第一〇七一号、大正四年）。
- (11) 木下秀明「スポーツの近代日本史」（杏林書院、昭和四十五年）を参照。
- (12) 湯澤三千男「随筆 天井を蹴る」（『日本週報社』昭和三十一年）、山岡憲一編「湯沢三千男さんの思い出」（湯沢三千男さんの思い出刊行会、昭和三十八年）、山崎宗彌「天井を蹴った男―牧民官湯澤三千男―」（山崎宗彌 平成八年）などを参照。
- (13) 湯澤三千男「明治神宮競技大会に際して」（『官報』第三九五四号、大正十四年十月二十八日）。同文は表音式仮名遣。／は改行を示す（以下も同様）。
- (14) 湯澤三千男「明治神宮競技大会とわが国民生活」（『作興』第四巻第一号、大正十四年）。
- (15) 氏原佐蔵「国民保健と運動奨励」（氏原佐蔵、大正十三年）。
- (16) 氏原佐蔵「運動・競技その他身体鍛錬の奨励（承前）」（『中外医事新報』第一〇七六号、大正十四年）。
- (17) 氏原佐蔵「神宮競技と青年教育」（『補習教育』第三四号、大正十四年）。
- (18) 氏原佐蔵「婦人とスポーツの効果」（『日本放送協会関東支部編「婦人講座 ラヂオ講演」第二巻（編外）、日本ラヂオ協会、昭和三年）。
- (19) 氏原佐蔵・野口源三郎・岩原拓・澤田一郎・伊藤長七・金栗四三・針重敬喜・植村陸男・羽仁吉一・羽仁もと子「運動競技の利害について―三月二十二夜自由学園の一室にて―」（『婦人の友』第二二巻第五号、昭和二年）。
- (20) 岩原拓は「文部省体育運動の総元締」と評された（『読売新聞』昭和二年十二月二十二日）。なほ、大谷武一「岩原さんを思う」（『新体育』

- 第二九卷第七号、昭和三十四年）も参照。
- (21) 『自大正十三年度至昭和十四年度 体育運動主事会議要録』（文部大臣官房体育課、昭和十五年）五九頁。
- (22) 大村一蔵「運動界時事短評」〔運動界〕第八卷第八、九号、昭和二年、同「運動界是非」〔運動界〕第八卷第一〇、一二号、昭和二年。
- (23) 大村一蔵「運動界是非」〔運動界〕第八卷第一二号、昭和二年。
- (24) 高瀬養「極東大会と学生選手」〔アスレチックス〕第五卷第三号、昭和二年。
- (25) 安川玄洋「明治神宮体育大会の将来」〔体育と競技〕第六卷第一二号、昭和二年。
- (26) 太田志蹴「運動界小論」〔運動界〕第八卷第一二号、昭和二年。
- (27) 武「明治神宮体育祭の提唱」〔体育と競技〕第六卷第一二二号、昭和二年。
- (28) 『第四回明治神宮体育大会報告書』〔明治神宮体育会、昭和四年〕「未解決に終つた学生参加問題」。
- (29) 『東京朝日新聞』昭和二年六月四日、七月十二日、『読売新聞』昭和二年七月十二日、八月二日。
- (30) 前掲「第四回明治神宮体育大会報告書」〔明治神宮体育会評議員議事録〕。
- (31) 『東京朝日新聞』昭和二年九月十六日。
- (32) 『読売新聞』昭和二年十一月四日。
- (33) 『アサヒスポーツ』第五卷第二六号（昭和二年十一月二十日）。
- (34) 前掲「第四回明治神宮体育大会報告書」一九頁。
- (35) 国立公文書館所蔵『公文雜纂』各官庁ノ権限整備ニ付運動競技ニ関スル事務外十三項決議報告ノ件」。
- (36) 『文部省分課規程中改正』〔官報〕第四〇六号、昭和三年五月八日）。
- (37) 北豊吉「体育運動と思想問題」〔家事と衛生〕第四卷第一〇号、昭和三年）。
- (38) 野口源三郎「建議と陳情の三問題」〔体育と競技〕第七卷第一号、昭和三年）、武「識者は嗤ふ」〔体育と競技〕第七卷第二号、昭和三年）。
- (39) 前掲『自大正十三年度至昭和十四年度 体育運動主事会議要録』八七頁、安川玄洋「体育主事会議瞥見」〔体育と競技〕第八卷第一号、昭和三年）。以下の記述も、註記無き限りこれらに拠る。
- (40) 竹内一は、永井亨に見られる国民の主体性を重視した新しい「国体論」を踏まへ、体育こそが国民の思想善導上、最も価値が大きいと考へてゐた（「思想善導と体育」〔体育と競技〕第八卷第二号、昭和四年）。
- (41) 前掲『自大正十三年度至昭和十四年度 体育運動主事会議要録』七九～八一頁。
- (42) 『東京朝日新聞』昭和二年十一月二十三日、『読売新聞』昭和二年十二月七日、大村一蔵「運動界是非」〔運動界〕第一〇卷第二号、昭和四年）。
- (43) 『読売新聞』昭和四年四月十二日。
- (44) 前掲『自大正十三年度至昭和十四年度 体育運動主事会議要録』一〇四、一〇七、一〇八頁。
- (45) 『読売新聞』昭和四年五月三十日。
- (46) 『読売新聞』昭和四年六月二十五日、三十日、七月十日、『東京朝日新聞』昭和四年七月十日。
- (47) 『読売新聞』昭和四年七月十九日、二十六日、『東京朝日新聞』昭和四年七月十九日、二十六日。
- (48) 『読売新聞』昭和四年七月十一日、『東京朝日新聞』昭和四年七月十一日。
- (49) 『第五回明治神宮体育大会報告書』〔明治神宮体育会、昭和五年〕「中等学校生徒参加問題解決」。
- (50) 『読売新聞』昭和四年六月十九日、九月二十一日。
- (51) 『アサヒスポーツ』第七卷第二四号（昭和四年）。
- (52) 『東京朝日新聞』昭和四年九月十八日夕刊。
- (53) 坂上康博「権力装置としてのスポーツ」帝国日本の国家戦略」〔講談社、平成十年〕一〇五～一〇八頁、同「スポーツと政治」〔山川出版社、平成十三年〕三七頁、中嶋健「昭和初期文部省の「国民体育」政策の展開過程について―主に体育・スポーツ団体の系統整備計画を中心に―」〔体育史研究〕第一〇号、平成十八年）。但し、坂上康博「昭和天皇とスポーツ」〔玉体〕の近代史」〔吉川弘文館、平成二十八年〕には、この点について触れられてゐない。
- (54) 『神宮競技の光栄』〔公衆衛生〕第四七卷第九号、昭和四年）。
- (55) 『東京朝日新聞』昭和四年十一月十一日。
- (56) 『宮内庁「昭和天皇実録」第五（東京書籍、平成二十八年）四五七、四五八頁。』
- (57) 安部磯雄「神宮体育大会に天皇陛下の御臨幸を拝した感激」〔実業の日本〕第三二卷第二三三、三三三頁、昭和四年）。
- (58) 前掲『アサヒスポーツ』第七卷第二四号。
- (59) 飛田穂洲「天覧早慶試合」〔前掲『アサヒスポーツ』第七卷第二四号）。
- (60) 小橋一太「体育と国運」〔体育と競技〕第八卷第一二号、昭和四年）。
- (61) 大麻唯男「体育の力」〔体育と競技〕第九卷第一号、昭和四年）。
- (62) 『昭和天覧試合』〔大日本雄弁会講談社、昭和五年〕、前掲宮内庁「昭和天皇実録」第五、三三三頁を参照。
- (63) 『大日本武徳会 沿革 地 会務経歴摘要』〔中村民雄編「大日本武徳

会研究資料集成』第二巻、本の友社、平成十七年）三三三頁。

(64) 庄子宗光『改定新版 剣道百年』(時事通信社、昭和五十一年)一〇三頁。

(65) O生『武道の復興』(『体育と競技』第八巻第六号、昭和四年)。

(66) 嘉納治五郎『天覧武道試合所感』(前掲『昭和天覧試合』四四三、四四四頁)。

(67) 河竹繁俊『日本演劇全史』(岩波書店、昭和三十四年) 八〇九頁、
八一五頁、倉田喜弘『芸能の文明開化―明治国家と芸能近代化―』(平凡社、平成十一年)、竹石洋介『相撲の文化史にみる「伝統」と「近代」―武道の教材研究の試み―』(九州情報大学研究論集』第一四巻、平成二十四年)、中嶋哲也『術から道へ―元米国大統領グラントの演武鑑賞と柔術―』(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』第六六号、平成二十七年)などを参照。

【附記】本稿は、平成二十八年の体育史学会第五回学会大会(五月十四日、於 一橋大学国立キャンパス)とスポーツ史学会三〇周年記念大会(十二月三日、於 立命館大学大阪いばらきキャンパス)における一般研究発表の原稿をもとに作成した。また、日本学術振興会科学研究費助成事業(基盤研究(C))「国家神道と国体論に関する学際的研究―宗教とナショナリズムをめぐる「知」の再検討―」(研究課題番号・一五K〇二〇六〇、研究代表者・藤田大誠)による研究成果の一部でもある。

(ふちたひろまさ 國學院大學人間開発学部健康体育学科准教授)